

# 令和7年度 集団指導

## 指導・監査について

障害福祉課所管の事業所及び施設等

長崎市福祉部福祉総務課指導監査係

令和8年2月

# 指導・監査の全体像

## 運営指導 (指導監査)

サービス内容等の適正化の確認

## 集団指導

制度改正内容等の周知

## 監査 (実地検査)

違反・不正等の確認

※これら3つの指導・監査は、各々の目的に応じて実施される異なる機能を持ちます

【運営指導】サービス内容等又は自立支援給付等の請求の適正化の確認

【集団指導】制度改正内容や過去の指導事例等の周知

【監査】著しい運営基準違反や不正請求等の確認

# 運営指導の実施周期

サービス種別	実施周期
就労継続支援A型・B型、共同生活援助	3年に1回以上
児童発達支援、放課後等デイサービス	3年に1回以上
その他の障害福祉サービス	6年に1回以上
障害者支援施設	概ね3年に1回

集団指導は年1回、全対象事業所等を対象に実施します

# 運営指導の実施フロー



# 監査（実地検査）の実施基準

## 監査は以下の場合に実施されます

### 【運営指導中に確認した情報】

- ・ 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者の生命・身体の安全に危害を及ぼす恐れがある場合
- ・ 自立支援給付等の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合
- ・ その他市長が必要と認める場合

### 【通報・苦情・相談等に基づく情報】

- ・ 通報・苦情・相談等に基づく情報がある場合
- ・ 請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者の場合
- ・ 正当な理由がなく運営指導等を拒否した事業者の場合

△ 著しい不正行為は指定取消といった重い処分につながります。事業所全体で法令遵守意識を共有し、不正行為を行わないようにしてください。

# ＜参考＞令和7年度運営指導実施事業所数

	対象事業所数	実施事業所	実施率	うち文書指摘あり	指摘率	うち報酬返還あり	指摘のうち返還がある割合	
訪問系	居宅介護	93	7	8%	2	29%	1	50%
	重度訪問介護	84	4	5%	1	25%	1	100%
	同行援護	40	3	8%	1	33%	0	0%
	行動援護	11	1	9%	—	—	—	—
	小計	228	15	7%	4	27%	2	50%
日中活動系	療養介護	1	0	0%	—	—	—	—
	生活介護	34	4	12%	0	0%	—	—
	短期入所	30	4	13%	0	0%	—	—
	自立訓練（機能訓練）	1	0	0%	—	—	—	—
	自立訓練（生活訓練）	8	0	0%	—	—	—	—
	就労移行支援	12	1	8%	—	—	—	—
	就労継続支援 A 型	18	0	0%	—	—	—	—
	就労継続支援 B 型	56	7	13%	2	29%	2	100%
	就労定着支援	6	0	0%	—	—	—	—
小計	166	16	10%	2	13%	2	100%	
居住系	施設入所支援	8	1	13%	0	0%	—	—
	共同生活援助	44	9	20%	2	22%	1	50%
	自立生活援助	2	0	0%	—	—	—	—
	小計	54	10	19%	2	20%	1	50%
相談支援	地域移行支援	14	0	0%	—	—	—	—
	地域定着支援	14	1	7%	0	0%	—	—
	計画相談支援	56	1	2%	0	0%	—	—
	障害児相談支援	48	1	2%	0	0%	—	—
	小計	132	3	2%	0	0%	—	—
障害児通所支援	児童発達支援	71	13	18%	2	15%	1	50%
	放課後等デイサービス	109	22	20%	1	5%	1	100%
	保育所等訪問支援	49	7	14%	1	14%	—	—
	居宅訪問型児童発達支援	3	0	0%	—	—	—	—
	小計	232	42	18%	4	10%	2	50%
合計	812	86	11%	12	14%	7	58%	

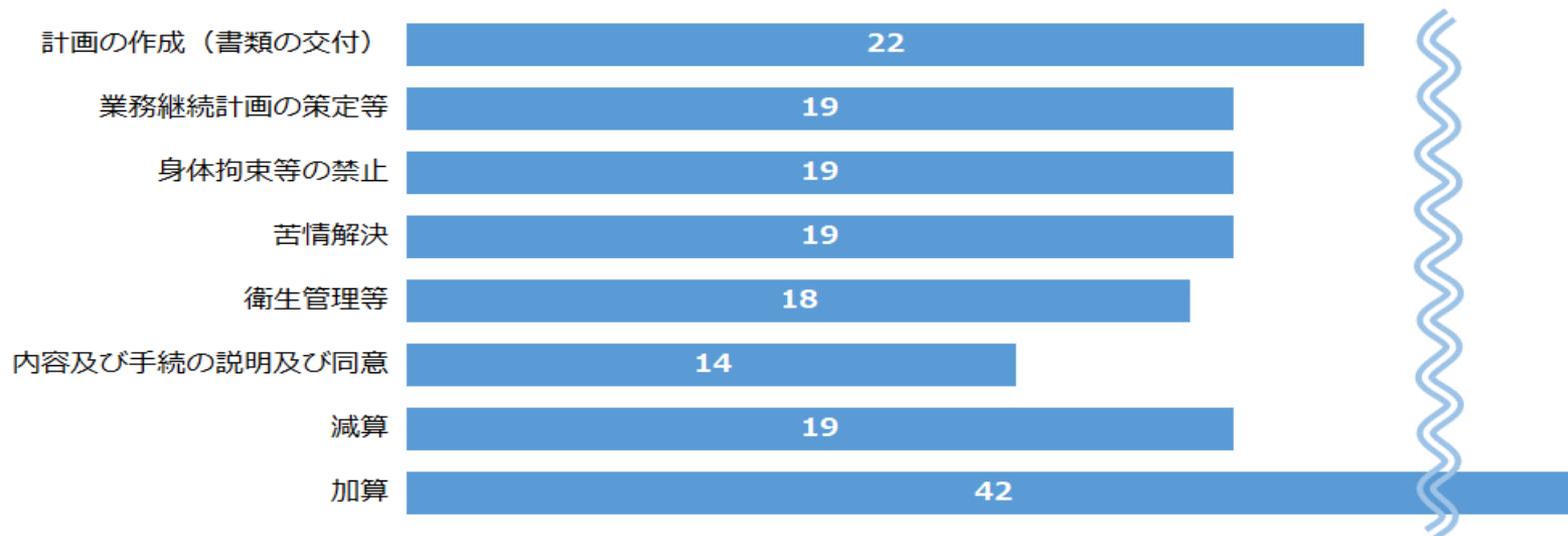
※実施事業所の数は、令和7年12月末までに運営指導を実施した事業所数

※「うち文書指摘あり」の事業所数は、運営指導実施事業所のうち結果が確定している事業所数

# 運営指導等において指摘が多かった項目

令和7年度の運営指導において、指摘・指導が多かった項目は、次のとおりです。  
具体的な指摘・指導の内容については、次頁以降に掲載しています。

## 事業所に対する主な指摘・指導事項別件数



# 指摘が多かった項目【1】運営基準

## 個別支援計画の作成・交付

適正な手順で作成されていない。指定特定相談支援事業者等に交付されていない。

利用者や保護者に説明し、同意を得てください。また、利用者や保護者だけでなく指定特定相談支援事業者等にも交付してください。

## 業務継続計画

研修及び訓練を実施していない。

年1回以上の研修及び訓練を実施し、記録を作成してください。

なお、感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練は、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練と一体的に実施しても差し支えない。

## 身体拘束等の適正化

委員会の議事録がない。研修の未受講者がいる。

委員会を年1回以上開催し、議事録を作成してください。また、全職員を対象に年1回以上研修を実施してください。

# 指摘が多かった項目【1】運営基準

## 苦情解決体制

第三者委員が複数名選任されていない。

中立・公正性の確保のため、複数名の第三者委員を任命してください。

## 感染症及び食中毒対策

委員会の議事録がない。職員研修・訓練を実施していない。

委員会をおおむね6月に1回以上開催し、議事録を作成してください。また、研修・訓練を定期的(年1回以上)に実施してください。

## 契約書・重要事項説明書

必要事項が空欄になっている。内容が実態と異なっている。

記載漏れがないか確認してください。

変更点がないか定期的に見直しを行い、常に最新の内容を保ってください。

# 指摘が多かった項目【2】減算

## 情報公表未報告減算

ワムネットの「障害福祉サービス等情報公表システム」で事業所情報を公表していない。

事業所情報を適正に公表してください。

【対象となるサービス】**全てのサービス**

【要件】**法の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないと減算になります。**

【減算率】

- ・ 所定単位数の10%減算：**療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、共同生活援助（ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものに限る。）**
- ・ 所定単位数の5%減算：その他のサービス

【減算期間】

**報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が次の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで**

※例えば、令和6年4月以前から未報告であった場合は、令和6年4月に遡って減算となります。

【対象者】**利用者全員**

# 指摘が多かった項目【2】減算

## 情報公表未報告減算(続き)

### 【確認方法】

- 1 Google等で「障害福祉サービス等情報検索」で検索後、「事業所番号から探す」欄に事業所番号を入力し、「検索」をクリック

WARM NET  
WELFARE AND MEDICAL SERVICE INFORMATION SYSTEM

### 障害福祉サービス等情報検索

住所から探す  
例:東京都港区  
検索

法人名から探す  
例:社会福祉法人〇〇  
検索

事業所名から探す  
例:〇〇ホーム  
検索

事業所番号から探す  
例:1234567890  
検索

123

事業所番号を入力して、「検索」をクリック

- 2 事業所情報が検出されなければ「報告が適切に行われていない」と判定されます。

# 指摘が多かった項目【2】減算

## 業務継続計画未策定減算

業務継続計画を策定していない。

業務継続計画を策定し、その計画に沿った措置を講じてください。

【対象となるサービス】**全てのサービス**

【要件】

- ・業務継続計画を策定していない。
- ・業務継続計画に従い、必要な措置を講じていない

【減算率】

- ・所定単位数の3%減算：療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、共同生活援助（ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものに限る。）
- ・所定単位数の1%減算：その他のサービス

# 指摘が多かった項目【2】減算

## 業務継続計画未策定減算(続き)

### 【減算期間】

【要件】に該当する場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が次の初日である場合は当該月)から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで

※ 例えば、令和6年度以前から未策定の場合は、令和6年4月に遡って減算

### 【対象者】利用者全員

厚生労働省のホームページに「業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」のひな型があります。参考にしてください。

# 指摘が多かった項目【2】減算

## 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。

身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施していない。

指針を整備し、指針に基づき委員会を開催するとともに、研修を年1回以上実施してください。

### 【対象となるサービス】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

### 【要件】

- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備していない
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催していない
- ・身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施していない
- ・身体拘束等に係る記録が行われていない

# 指摘が多かった項目【2】減算

## 身体拘束廃止未実施減算(続き)

### 【減算率】

- ・ 所定単位数の10%減算:療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。))、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、指定障害者支援施設が行うものに限る。)
- ・ 所定単位数の1%減算:その他のサービス

### 【減算期間】

[要件] のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を障害福祉課に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を障害福祉課に報告することし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間  
※事実が生じた:運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す

### 【対象者】利用者全員

# 指摘が多かった項目【2】減算

## 虐待防止措置未実施減算

虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。

委員会を年1回以上開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ってください。

【対象となるサービス】**全てのサービス**

【要件】

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催していない
- ・虐待防止のための研修を年1回以上実施していない
- ・虐待防止対策を適切に実施するための担当者を配置していない

【減算率】

**所定単位数の1%減算: 全てのサービス**

【減算期間】

[要件]のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を障害福祉課に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を障害福祉課に報告することし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間

※事実が生じた: 運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す

【対象者】**利用者全員**

# 指摘が多かった項目【3】加算

## 福祉・介護職員処遇改善加算

### 【加算Ⅰ】

**キャリアパス要件Ⅴを満たしていない。**

キャリアパス要件Ⅴを満たすためには、福祉専門職員配置加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあつては特定事業所加算）の届出を行う必要があります。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあつては配置等要件に関する加算が無いいため、配置等要件は不要。

**職場環境等の改善に係る取組が公表されていない。**

原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用して公表してください。

### 【加算Ⅱ】

**職場環境等の改善に係る取組が公表されていない。**

原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用して公表してください。

# 指摘が多かった項目【3】加算

## 福祉・介護職員処遇改善加算(続き)

<障害福祉サービス等情報公表制度を活用した公表の確認方法>

1 Google等で「障害福祉サービス等情報検索」で検索後、「事業所番号から探す」欄に事業所番号を入力し、「検索」をクリック

WARM NET  
WELFARE AND MEDICAL SERVICE INFORMATION SYSTEM

### 障害福祉サービス等情報検索

住所から探す  
例:東京都港区  
検索

法人名から探す  
例:社会福祉法人〇〇  
検索

事業所名から探す  
例:〇〇ホーム  
検索

事業所番号から探す  
例:1234567890  
検索

123

事業所番号を入力して、「検索」をクリック

# 指摘が多かった項目【3】加算

## 福祉・介護職員処遇改善加算(続き)

2 「事業所詳細情報」の「サービス内容」をクリック



3 「福祉・介護職員処遇改善加算」の欄が正しいか確認する

福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり
福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり

# 指摘が多かった項目【3】加算

## 福祉・介護職員処遇改善加算(続き)

### 4 「福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境」欄が適正に公表されているか確認する

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

なし  あり

#### 福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境

入職促進に向けた取組

① 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
(具体的な取組内容)	
② 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
(具体的な取組内容)	
③ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり
(具体的な取組内容)	資格を問わない求人掲載、採用実績あり
④ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり
(具体的な取組内容)	地域で開催されるバザーや祭りへの参加、事業所内イベントへの協力依頼等

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

⑤ 働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各

※公表内容を修正する場合は、障害福祉課に「差戻し」の処理を依頼してください。

# 自己点検でリスクを回避しましょう

長崎市のホームページに運営指導資料を掲載しています。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/54407.html>

## 【活用方法】

1. 「長崎市 指導監査」で検索
2. 「指導監査資料ダウンロードー長崎市」をクリック
3. 「指定障害者支援施設・障害者福祉サービス事業者」をクリック

令和7年度版指導監査提出資料



年度が替わったら、データを更新します

文書で提出依頼があった事業所・施設は、次の様式を作成し提出してください。

児童福祉施設

老人福祉施設等（有料老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム）

介護サービス事業者等

指定障害者支援施設・障害者福祉サービス事業者



クリック

保護施設・無料低額宿泊所

業務管理体制一般検査

# 自己点検でリスクを回避しましょう

## 【活用方法】(続き)

### 4. 該当サービスをクリック(年度が替わったら、データを更新します)

指定障害者支援施設指導監査・指定障害福祉サービス事業者運営指導資料様式(令和7年度)

運営指導等の実施通知は実施日のおおむね1か月前にお送りしますので、事前に提出ください。

令和7年度に運営指導がない事業所等におかれましては、資料の中の自己点検シートを運営基準確認にご活用ください。

#### 1. 障害者支援施設

 [令和7年度障害者支援施設指導監査資料 \(Excelファイル/1.22MB\)](#)

#### 2. 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所

 [令和7年度居宅・重度・同行・行動運営指導資料 \(Excelファイル/615KB\)](#)

#### 3. 療養介護事業所

 [令和7年度療養介護運営指導資料 \(Excelファイル/419KB\)](#)

#### 4. 生活介護事業所

 [令和7年度生活介護運営指導資料 \(Excelファイル/573KB\)](#)

#### 5. 短期入所事業所

### 5. 運営基準や介護給付費等の確認に活用

### 6. 定期的な自己点検で改善項目を洗い出す

## 【重要なポイント】

- ・常に最新の基準・要件を確認してください。
- ・事業所全体で法令遵守意識を共有してください。

# まとめ

【運営指導】は、適正なサービス提供と請求を確認するために行います。

【集団指導】は、制度改正や過去の指導事例等を周知するために行います。

【監査】は、著しい違反や不正を確認するための実地検査です。

これらの指導・監査は、事業者がルールを正しく理解し、適正な運営をできるよう支援するとともに、利用者とその御家族の安心・安全を守るために実施しています。

事業所における法令遵守責任者が責任を持ち、事業所全体で法令等は遵守する

という意識を共有し、決して不正行為等を行わないようお願いします。

✓ 自己点検を定期的 to 実施し、改善点を速やかに対応してください。

✓ 疑問や不明な点は、早めに障害福祉課総務企画係・支援係又は福祉総務課指導監査係に御相談ください。